

周辺国の関心事項という観点から「日本の『戦後』の現在」を考える

---

立憲デモクラシー講座 V

2023年2月5日（日）14：00～16：00

早稲田大学小野記念講堂

周辺国の関心事項という観点から  
「日本の『戦後』の現在」を考える

石田 淳（東京大学）

## はじめに\_\_\_\_意図の伝達を通じた安全の確保

「守るべき価値」とは何か

その価値を守れるか\_\_\_\_関係国の行動次第\_\_\_\_それは当該国の予見される行動次第\_\_\_\_条件付き行動計画（どの局面でどう行動するか）が行動に予見可能性を与える

安全 ≡ 守るべき価値についての脅威の不在

### 安全保障にかかわる威嚇と約束

型	制度	安全の保証	法的根拠
約束	武力不行使	消極的な安全の保証	憲章2条4項
	集団安全保障	積極的な安全の保証	憲章7章
威嚇	自衛権	(同盟国) 積極的な安全の保証	憲章51条&同盟条約
		(敵対国) 抑止	

# 1 戦略文書体系の変化\_\_\_\_戦略体系の擦り合わせ

これまでの体系	これからの体系
国家安全保障戦略（2013.12.17）〔従前の国防の基本方針〕__外交・防衛	国家安全保障戦略（外交、防衛、経済、技術、情報）____総合的国力
防衛計画の大綱（2018.12.18）____保有すべき防衛力の水準	国家防衛戦略（防衛力増強、防衛体制整備、同盟国との協力）____国内外の連携
中期防衛力整備計画（2018年）____5ヶ年の経費総額と主要装備	防衛力整備計画（2023年度～2027年度）

National Security Council, National Security Strategy, National Defense Strategy

## 国家安全保障戦略

情勢認識\_\_\_\_「力による一方的な現状変更」の圧力

曖昧になる有事／平時、軍事／非軍事の境界

懸念すべき中国、北朝鮮、ロシアの対外姿勢および軍事動向

国家防衛戦略 **政府の責務≡国民と領域の防衛**（立憲デモクラシーの防衛？）

## 2 「戦後」の「専守防衛」の大転換

### 宣言政策としての「専守防衛」の公式定義（1981年～現在）

「相手から攻撃を受けたときはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小のものに限るなど、**憲法**の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢」（『防衛白書』）

（自衛権行使の旧3要件 \_\_\_\_ （1）違法性 （2）必要性 （3）均衡性）

### 平和国家の専守防衛の基本方針\_\_\_\_防衛力の制限解除のレトリック

【防衛力の範囲\_\_文脈依存性】

動く「防衛力の限界」 変化する国際情勢と軍事技術への対応

（池田勇人内閣総理大臣答弁、衆議院内閣委員会、1964年6月25日など）

限定される行動の範囲 **「戦後」防衛論争の争点**

範囲の限定	設定	解除
自衛権行使の要件	○旧3要件(1954.4.19)	○新3要件__集団的自衛権の限定的行使容認(2014.7.1)
武器輸出の範囲	○武器輸出旧3原則(1967.4.21) (「武器輸出に関する政府統一見解」 (1976.2.27)等を含む)	○対米武器技術供与の例外化 (1983.1.14) * ○防衛装備移転3原則(2014.4.1)
保有装備の範囲	○非核3原則(1967.12.11) ○他国の領域に脅威を与える装備の保有自制(1969.4.8)	○BMDシステムの整備(2003.12.9) ○反撃能力(スタンド・オフ防衛能力) (2022.12.16)
防衛費の範囲	○GNP1%枠(1976.11.5)	○1%枠撤廃(1987.1.24)

\*「例外措置が21件にも上っております」(小野寺五典防衛大臣記者会見、2014.4.1)

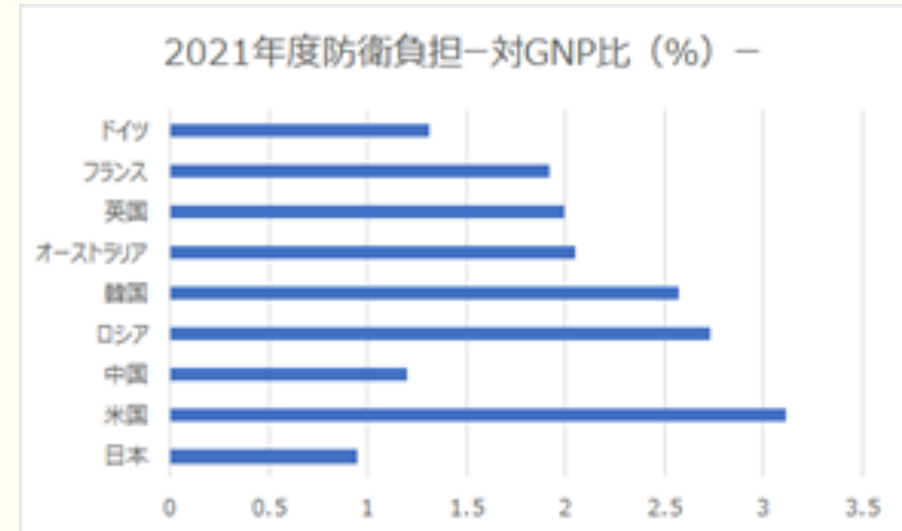
## 周辺国の関心事項という観点から「日本の『戦後』の現在」を考える

**専守防衛** = 攻撃を排除する（自衛権を根拠として武力を行使する）局面を**例外**として**原則的**に武力行使をしない

**例外**を明確に限定しなければ**原則**は堅持すると言ったところで意味はない

反撃の威嚇によって現状を維持する(抑止)には、攻撃を受ければそれを排除するという威嚇に説得力があるのみならず、攻撃を受けなければ武力行使をしないとの約束にも説得力がなければならない。

**抑止と安心供与は安全保障の両輪**



【『令和4年度 防衛白書』 図表Ⅱ-4-2-5  
のデータをもとに筆者作成】

問題は**例外の判断基準**の不明確性\_\_\_\_行動の予見可能性を損なう

(例)「着手」

\*「我が国を目標として飛来してくる**蓋然性が非常に高い**というふうに判断される場合には、これが自衛権の対象として**認められることもあり得る**」(秋山收内閣法制局長官答弁、衆議院予算委員会、2003年1月24日)

限定を恣意的に解除できない仕組み\_\_\_\_自衛権行使の事前承認、事後検証

政府の権限の発動において「限定を恣意的に解除できない仕組み」こそが「守るべき価値」ではないか

∴ 攻撃自制の約束に説得力が生まれるから

**立憲デモクラシーの立憲デモクラシーによる防衛** (無論、目的も手段もこれに限定されない)

国民は、国民の生命と財産を守るために防衛的な兵器を整備するとの政府説明に反対しない(「防衛費の増額必要76%、反撃能力賛成66%、毎日新聞世論調査」2022年5月)が、それは政府が説明責任を果たし、国民が自発的な同意を与えたということではない。

### 3 安全保障のディレンマ \_\_\_\_\_ その脱出口としての**安心供与**

security dilemma≡ 関係国間において安全保障上の不安を同時に解消できないこと  
**守勢**に立たされているという認識が生み出す**軍備競争**  
相手国の不安を掻き立てることなく、自国の不安を拭えない窮地

日付	事項	参考
1986.9.9	SDI研究参加表明____ <b>平和国家</b>	内閣官房長官談話
1993.5.29	DPRK、ノドン1号発射実験	
1998.3.1	DPRK、テポドン1号発射実験	
1998.12.25	BMDに関する日米共同技術研究	
2001.5.1	(新しい脅威に対抗するためのBMD整備)	ブッシュ米大統領の国防大学演説
2003.12.19	MDシステムの整備____ <b>専守防衛</b>	閣議決定
2022.12.16	反撃能力の整備	国家安全保障戦略



## 周辺国の関心事項という観点から「日本の『戦後』の現在」を考える

「BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための**純粋に防衛的な**、かつ、**ほかに代替手段のない唯一の手段**であり、**専守防衛を旨とする我が国の防衛政策に相応しいものであることから**、政府として同システムを整備することとする」（2003年の閣議決定）

上記閣議決定で緩めた例外の範囲をさらに緩めるのが今回の反撃能力論

【通説通りの軍備競争】

A国 BMD整備決定 ➡ B国 BMD突破能力向上 ➡ A国、先制攻撃能力の整備

軍事技術の革新が損なう戦略的安定

相手の反撃能力を無力化する（1）先制攻撃能力（2）ミサイル防衛能力

\* ABM条約（1972年～2002年）＝ 米ソ間におけるミサイル防衛システムの制限

∴ ミサイル防衛は、**戦略攻撃兵器の軍備競争**ならびに**戦争勃発のリスク**につながる（条約前文）

何が必要か

相手に不安を与える行動の自制（相手の不安を払拭することを通じた現状の維持≡安心供与）

戦争をするつもりならば無駄になる共通利益の追求というシグナル（経済安全保障の発想の逆転）

## 4 同盟のディレンマ

同盟国間において「守るべき価値」や「払うべき犠牲」が完全に合致しないので、相手国の安全保障上の不安を掻き立てることなく、自国の安全保障上の不安を拭えない

同盟 \_\_\_\_ 安全保障のために行動を調整する一つのメカニズム

「共同行動の発動要件」（**条約適用事由**）の特定\_\_\_\_「**条約地域**」への武力攻撃

「締約国への武力攻撃」の際に、武力行使を含む共同防衛行動をとる

**北大西洋**のNATOの場合は、条約地域を北大西洋地域に限定することによって「巻き込まれる不安」を縮減

**西太平洋**の日米安保条約の場合、条約地域は日本だが、米軍の行動範囲はそれに限られない

平和国家の「存立危機事態」

この曖昧な概念で同盟国間の**期待の調整**はできるのか

共同行動をとるべき局面について見解が一致しない場合に日本は米国の戦闘作戦行動を拒否できるのか。

## 周辺国の関心事項という観点から「日本の『戦後』の現在」を考える

「米国政府は日本国政府の意思に反して行動する意図のないことを保証した」（岸・アイゼンハワー  
共同声明、1960年1月19日）

	岸信介の国会答弁	密約
戦闘作戦行動	「拒否することは当然」（衆議院本会議、1969.2.9）	朝鮮議事録 （1960.1.6）
核兵器の持ち込み	「事前協議の主題と [して] 拒否する」（衆議院日米安全保障条約等特別委員会、1960.3.16）	討議の記録 （1960.1.6）

朝鮮議事録／朝鮮半島において休戦協定に違反して武力攻撃が生じた場合には、緊急事態における例外的措置として、米軍は在日米軍基地をその戦闘作戦行動のために使用しうる

討議の記録／交換公文において事前協議の対象とされた「装備に関する重要な変更」について、それは中距離ミサイル及びかかる兵器の基地建設を含め、核兵器の日本への「持ち込み（introduction）」を意味するものと理解される。

米国国防総省側の公的理解 **事前協議は米軍の行動に対する拒否権を日本側に与えるものではなく、共同声明における保証もその範囲を明確に特定するものではない以上、「米国の行動の自由」は確保されている**

R. Watson. 1997. *History of the Office of the Secretary of Defense. Vol. VI: Into the Missile Age, 1956-1960.*

## 台湾有事について

戦略国際問題研究所（CSIS）の机上演習（2023年1月）

**武力紛争の「限定」**という行動調整問題（問題は「共同行動の発動」にどどまらない）

想定外の「ウクライナ」モデル = 米軍の即時参戦（前提としての在日米軍基地からの戦闘作戦行動 = 「事前協議」事態）

米中の本土を「戦域」とせず「聖域」とする「限定」戦争？

武力紛争の含意（朝鮮半島危機にどのように対応するのか）

## おわりに

- 論点 1 「平和国家」の基本方針としての「専守防衛」という「原則」的立場はかわるものではないと言ったところで、「例外」の範囲が限定されなければ意味がないのではないか。
- 論点 2 反撃能力の整備などは、軍備競争の激化にも偶発戦争のリスクの増大にもつながるとの有力説があるにもかかわらず、なぜそれはないと楽観できるのか。
- 論点 3 「存立危機事態」という曖昧な概念で期待の調整はできるのか。戦争の「限定」はできるのか。